

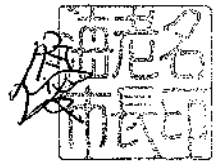
海老名市みんなの自治会推進条例をここに公布する。

令和8年 3 月26日

海老名市長

内

野



海老名市条例第 8 号

海老名市みんなの自治会推進条例

私たちの海老名市では、自治会は地域コミュニティの中核及び地域課題の解決の基盤として、防災・防犯、環境美化、歴史・文化の継承、高齢者の見守り、子育て支援、にぎわいの創出等の多様な活動を担い、その発展に寄与しています。

しかし、少子高齢化及び核家族化の進行、共同住宅の増加等による居住形態の変化に加え、人々の価値観の多様化により、地域コミュニティへの関心が薄れ、自治会においては、加入率の低下、担い手の不足、役員の高齢化等が深刻化し、安心して快適に暮らすことのできる地域社会の実現に影響を及ぼすおそれがあります。

一方で、自然災害の激甚化及び治安悪化への対応に当たっては、非常時の助け合い、高齢者及び子どもの日頃の見守り等、市民相互の支え合いが不可欠です。このような状況の下、市民が主体となり地域の課題を解決し、良好な生活環境を維持するためには、自治会における親睦及び交流を通じて形成される市民同士の顔の見える関係がますます重要となっています。

これらを踏まえ、安全で安心な暮らしやすい地域コミュニティを将来にわたり維持するためには、自治会が地域コミュニティの中核として今後も維持されるべき存在であるということを市民、自治会、事業者及び市が共通に認識することが必要です。

よって、ここに私たちは、市民、自治会、事業者及び市が適切な役割の下に相互に連携し、協働するとともに、自治会への自発的な加入及び参加を促すことにより、誰もが安心して快適に暮らすことのできる地域社会を実現するため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、自治会の維持及び活動の活性化に関する基本理念を定め、市民、自治会、事業者及び市の役割及び責務を明らかにすることにより、誰もが共に支え合い、安心して快適に暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住する者をいう。
- (2) 地域コミュニティ 市内の一定の地域における市民同士のつながりをいう。
- (3) 自治会 市内の一定の地域に居住する者の地縁により形成された良好な地域コミュニティの維持及び形成に資する地域的な共同活動を行う団体（当該団体に準じた地域コミュニティの組織を含む。）をいう。
- (4) 事業者 市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人をいう。
- (5) マンション等 共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。
- (6) マンション等の管理者等 次に掲げるものをいう。

ア 市内のマンション等の管理組合（マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第2条第3号に規定する管理組合をいう。以下同じ。）のうち、当該マンション等の管理を第三者に委託しているものを除くもの

イ 市内のマンション等（管理組合がないものに限る。）の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第2項に規定する区分所有者をいう。以下同じ。）を代表する者のうち、当該マンション等の管理を第三者に委託しているものを除くもの

ウ 市内のマンション等の管理組合又は区分所有者を代表する者から委託を受けて当該マンション等の管理を行う者

- (7) 住宅関連事業者 住宅又は宅地の販売、賃貸又は管理（これらの代理又は媒介を含む。）を行う者をいう。

(基本理念)

第3条 自治会の維持及び活動の活性化は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- (1) 自治会は、地域課題解決の基盤であり、地域コミュニティの中核として重要

な公共的役割を担い、今後も維持されるべき存在であることを市民、自治会、事業者及び市が認識すること。

- (2) 市民、自治会、事業者及び市が適切な役割分担の下に連携し、協働して取り組むこと。
- (3) 市民同士の交流を促進し、互いに支え合いながら、市民が自発的に自治会の活動に参加し、継続的な地域づくりを進めること。
- (4) 市民、自治会、事業者及び市が行う各種活動は、市民の多様な価値観及び自主性を最大限に尊重しつつ行われること。

(市民の役割)

第4条 市民は、安心して快適に暮らせる地域社会を築くため、地域コミュニティの一員として、個人の自由な意思に基づき、自治会への理解と関心を深めて加入に努めるとともに、その活動に積極的かつ主体的に参加し、参画し、及び協力するよう努めるものとする。

(自治会の役割)

第5条 自治会は、地域コミュニティの中核として、市民の誰もが参加しやすい開かれた組織を目指すとともに、市民の多様な価値観及び自主性を最大限に尊重し、主体的な活動を行うよう努めるものとする。

- 2 自治会は、その活動及び運営について、個人情報取扱いに留意し、透明性を確保し、積極的に情報を提供する等により、市民が加入し、及び参加しやすいものとなるよう努めるものとする。
- 3 自治会は、地域コミュニティの中核としてその発展に寄与してきたことを踏まえ、これまでの取組を次世代に継承するよう努めるものとする。
- 4 自治会は、その活動を補完し、又は充実させるため、必要に応じて、自治会の連合体、他の自治会、地域でまちづくり活動を行う諸団体及び事業者と連携するよう努めるものとする。

(市の責務)

第6条 市は、地域コミュニティにおける自治会の重要性に鑑み、その維持及び活動

の活性化を図るため、次に掲げる施策を総合的に実施するものとする。

- (1) 市は、市民の自治会への自発的な加入又は自治会の自主的な設立を促進するため、必要な支援をするものとする。
- (2) 市は、自治会の活動について、市民及び事業者の理解及び関心を深め、参加、参画及び協力を促進するため、広報、啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。
- (3) 市は、自治会の維持及び活動の活性化に関する施策を推進するため、検討を行う体制を整備するものとする。
- (4) 市は、災害発生時等においては、迅速かつ適切な措置を講ずるため、自治会と連携し、及び協力を図るものとする。

2 市は、自治会が自主的かつ自立的な組織であることを尊重し、市が自治会に業務を委託する場合は、過度な負担にならないよう配慮するものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、自治会の意義及び重要性を理解し、その活動へ積極的に参加し、協力するよう努めるものとする。

(住宅関連事業者の役割)

第8条 住宅関連事業者及びその関係団体は、自治会の維持及び活動の活性化に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

2 住宅関連事業者は、その業務に当たり、当該住宅の入居者（新たに入居しようとする者を含む。）に対し、地域の実情に応じて、自治会への自発的な加入又は自治会の自主的な設立を促す情報の提供に努めるものとする。

(マンション等の管理者等の役割)

第9条 マンション等の管理者等は、自治会への理解及び関心を深めるよう努めるものとする。

2 マンション等の管理者等は、自治会の活動に参加し、及び協力し、並びに自治会と連携するよう努めるものとする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。



海老名市立障がい者地域活動センター設置条例をここに公布する。

令和8年 3月26日

海老名市長

内 野



海老名市条例第 9 号

海老名市立障がい者地域活動センター設置条例

(目的)

第1条 この条例は、海老名市立障がい者地域活動センター（以下「センター」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めることにより、障がい者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう支援し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

(名称等)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
海老名市立障がい者地域活動センター	海老名市社家二丁目16番25号

2 センターの愛称は、「よつば」とする。

(事業)

第3条 センターは、次の事業を行う。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「総合支援法」という。）第5条第7項に規定する事業
- (2) 総合支援法第77条第1項第9号に掲げる事業
- (3) 総合支援法第77条の2第1項各号に掲げる事業
- (4) その他市長が必要と認める事業

(指定管理者による管理)

第4条 市長は、センターの設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により市長が指定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に、当該センターの管理を行わせることができる。

(管理業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務（以下「管理業務」という。）を行う。

- (1) センターの施設及び附属設備等（以下これらを「施設等」という。）の維持

管理に関する業務

- (2) 第3条第2号から第4号までに掲げる事業
- (3) その他センターの管理に関して市長が必要と認める業務
(公募及び申請)

第6条 市長は、指定管理者の指定を受けようとする団体を公募する。ただし、センターの設置の目的を効果的かつ効率的に達成することができると思われる合理的な理由があるときは、公募によらないで選定することができる。

2 前項の団体の代表者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定める申請書に、センターの管理に関する事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

3 市長は、申請者がいないときは、再度公募を行うことができる。

（選定の方法及び基準）

第7条 市長は、申請者のうち次に掲げる選定基準を満たすものの中から、センターの管理を行わせるに最も相当と認める申請者を指定管理者の候補者（以下「候補者」という。）として選定する。

(1) 事業計画書が、第3条第2号から第4号までに掲げる事業におけるサービスを利用する者（以下「サービス利用者」という。）に係るサービスの向上を図る内容であること。

(2) 事業計画書が、センターの効用を最大限に発揮し、管理に係る経費の縮減を図る内容であること。

(3) 申請者が、事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。

(4) その他市長が別に定める基準

2 議会の議員、市長、副市長並びに地方自治法第180条の5第1項及び第3項に規定する委員会の委員又は委員は、主としてセンターの管理を行う指定管理者の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人になることができない。

3 市長は、候補者がいないときは、再度公募を行うことができる。

(選定の結果の通知)

第8条 市長は、前条第1項の規定により候補者を選定したときは、速やかに選定結果を申請者に通知しなければならない。

(再度の選定)

第9条 市長は、前条の規定による通知を行った後、候補者が次の各号のいずれかに該当するときは、再び、他の申請者を候補者として選定することができる。

(1) 候補者の事情により指定管理者の指定を受けることが不可能になったとき。

(2) 新たに判明した事実により、センターの管理を行うことが不相当と認められたとき。

(議会の議決)

第10条 市長は、指定管理者の指定に係る議会の議決を経た後に、指定管理者を指定するものとする。

(指定管理者の指定の公告)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

(1) 前条の規定により指定管理者の指定を行ったとき。

(2) 指定管理者の指定を取り消し、又は管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

(協定の締結)

第12条 市長は、第10条の規定により指定した指定管理者とセンターの管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 事業計画書に関する事項

(2) 管理経費に関する事項

(3) 指定管理者が収集し、保管し、又は利用する個人情報の保護に関する事項

(4) 事業報告書に関する事項

(5) 指定の取消し及び管理業務の停止命令に関する事項

(6) 施設等の管理上、市に生じた損害賠償に関する事項

(7) その他市長が必要と認める事項

(事業報告書の作成及び提出)

第13条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次項に定める事項を記載した事業報告書を市長に提出しなければならない。ただし、年度途中において、第15条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消されたときは、当該指定管理者の指定を取り消された日から起算して30日以内に、当該年度における当該日までの事業報告書を提出しなければならない。

2 事業報告書は、次に掲げる事項を記載したものとする。

(1) 当該年度の管理業務の実施状況及び利用状況

(2) 当該年度の利用料金の収入の実績

(3) 当該年度の管理経費の収支状況

(4) その他市長がセンターの管理の実態を把握するために必要なものとして別に定める事項

(管理業務等の報告の聴取等)

第14条 市長は、センターの管理の適正を期するため、指定管理者に対し管理業務及びそれに係る経理の状況に関し、定期若しくは臨時に報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示を行うことができる。

(指定の取消し等)

第15条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないときその他指定管理者の責に帰すべき理由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めたときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定による指定の取消し又は停止命令により指定管理者に損害が生じても、市はその賠償の責を負わない。

(開館時間等)

第16条 センターの開館時間は、午前9時から午後6時までとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て開館時間を一時的に変更することができる。

2 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、第3条第2号から第4号までに掲げる事業の実施時間について、前項に規定する開館時間内で別に定めることができる。

3 市長は、必要があると認めるときは、開館時間を一時的に変更することができる。
(休館日)

第17条 センターの休館日は、次のとおりとする。

(1) 海老名市の休日を定める条例（平成元年条例第14号）第1条第1項に規定する日

(2) その他市長が定める日

2 市長は、必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

3 指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(利用料金)

第18条 サービス利用者は、指定管理者から第3条第2号から第4号までに掲げる事業におけるサービスの提供を受けたときは、当該指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

2 前項の利用料金の額は、実費相当額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。

(利用料金の収入)

第19条 前条に規定する利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用の申請等)

第20条 センターの多目的室を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者に申

請しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による申請があったときはその内容を審査し、適当と認めるときは利用を承認するものとする。この場合において、センターの管理上必要があると認めるときは、当該利用の承認に条件を付することができる。

(利用の不承認)

第21条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用の承認をしないものとする。

(1) 公の秩序を害し、又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

(2) 営利を目的とした催し等を行うおそれがあると認められるとき。

(3) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(4) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があると認められるとき。

(利用の変更等)

第22条 第20条第2項の規定による承認（以下「利用承認」という。）を受けた者（以下「多目的室利用者」という。）は、当該利用承認を受けた利用内容を変更し、又は中止しようとするときは、指定管理者にその旨を申請し、承認を受けなければならない。

(利用の承認の取消し等)

第23条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、利用承認を取り消し、若しくは利用を中止させ、停止させ、又は制限することができる。

(1) 多目的室利用者が、この条例又は規則等に違反したとき。

(2) 多目的室利用者が、第21条各号のいずれかに該当するとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、利用承認を取り消し、又は利用を中止させ、若しくは変更を命ずることが必要であると認められたとき。

2 前項に規定による利用承認の取消し等により多目的室利用者に損害が生じても、指定管理者はその責を負わない。

(利用権の譲渡等の禁止)

第24条 多目的室利用者は、利用に係る権利を他人に譲渡し、若しくは転貸し、又は承認を受けた目的以外に利用してはならない。

(原状回復の義務)

第25条 指定管理者は、当該指定管理者に係る指定の期間が満了したとき、又は第15条第1項の規定により指定を取り消されたとき、若しくは管理業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、管理を行わなくなった施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

2 多目的室利用者は、その利用を終了し、又は中止したときは、速やかに施設等を原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第26条 指定管理者、サービス利用者又は多目的室利用者が、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(秘密保持義務)

第27条 指定管理者及びセンターの管理業務に従事する者（以下「従事者」という。）は、個人情報収集し、保管し、又は利用するに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の主旨を十分尊重し、個人情報の保護について必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者及び従事者は、センターの管理上知り得た秘密を他人に漏らし、又は自己の利益のために利用し、若しくは不当な目的に利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者がその職を退いた後においても同様とする。

(市長による運営管理)

第28条 第20条から第24条まで、第25条第2項及び第26条の規定は、市長がセンターの運営管理を行う場合について準用する。この場合において、これらの

規定（第26条を除く。）中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用」とあるのは「使用」と、「承認」とあるのは「許可」と、「多目的室利用者」とあるのは「多目的室使用者」と、第26条中「指定管理者、サービス利用者又は多目的室利用者」とあるのは「サービス利用者又は多目的室使用者」と読み替えるものとする。

（委任）

第29条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和9年1月1日から施行する。



海老名市立児童発達支援センター設置条例をここに公布する。

令和8年 3月26日

海老名市長

内野



海老名市条例第10号

海老名市立児童発達支援センター設置条例

(目的)

第1条 この条例は、海老名市立児童発達支援センター（以下「センター」という。）の設置及び管理に関して必要な事項を定めることにより、障がい児、発達に特性のある児童等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう支援し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

(設置等)

第2条 センターに、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）

第43条に規定する児童発達支援センターを置く。

2 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
海老名市立児童発達支援センター	海老名市中新田383番地の1

3 センターの愛称は、「わかば」とする。

(事業)

第3条 センターは、次の各号に掲げる事業を行い、その内容はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 児童発達支援センター事業 法第43条に規定する事業

(2) 医療的ケア児等支援事業 医療的ケア（医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号）第2条第1項の医療的ケアをいう。以下この号において同じ。）を要する児童等に対し、医療的ケア及び日常生活動作若しくは身体機能の支援又は訓練を行う事業

(3) こども発達支援事業 発達に特性のある未就学児及びその保護者に対し、相談その他必要な支援を行う事業

(4) その他事業 前3号に掲げるもののほか市長が必要と認めた事業

(指定管理者による管理)

第4条 市長は、センターの設置の目的を効果的に達成するため必要があると認める

ときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により市長が指定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に、当該センターの管理を行わせることができる。

（管理業務）

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務（以下「管理業務」という。）を行う。

- (1) センターの施設及び附属設備等（以下これらを「施設等」という。）の維持管理に関する業務
- (2) 第3条各号に掲げる事業
- (3) その他センターの運営に関して市長が必要と認める業務

（公募及び申請）

第6条 市長は、指定管理者の指定を受けようとする団体を公募する。ただし、センターの設置の目的を効果的かつ効率的に達成することができるかと認められる合理的な理由があるときは、公募によらないで選定することができる。

2 前項の団体の代表者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定める申請書に、センターの管理に関する事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

3 市長は、申請者がいないときは、再度公募を行うことができる。

（選定の方法及び基準）

第7条 市長は、申請者のうち次に掲げる選定基準を満たすものの中から、センターの管理を行わせるに最も適当と認める申請者を指定管理者の候補者（以下「候補者」という。）として選定する。

- (1) 事業計画書が、第3条各号に掲げる事業におけるサービスを利用する者（以下「利用者」という。）に係るサービスの向上を図る内容であること。
- (2) 事業計画書が、センターの効用を最大限に発揮し、管理に係る経費の縮減を図る内容であること。
- (3) 申請者が、事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。

(4) その他市長が別に定める基準

2 議会の議員、市長、副市長並びに地方自治法第180条の5第1項及び第3項に規定する委員会の委員又は委員は、主としてセンターの管理を行う指定管理者の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人になることができない。

3 市長は、候補者がいないときは、再度公募を行うことができる。

(選定の結果の通知)

第8条 市長は、前条第1項の規定により候補者を選定したときは、速やかに選定結果を申請者に通知しなければならない。

(再度の選定)

第9条 市長は、前条の規定による通知を行った後、候補者が次の各号のいずれかに該当するときは、再び、他の申請者を候補者として選定することができる。

(1) 候補者の事情により指定管理者の指定を受けることが不可能になったとき。

(2) 新たに判明した事実により、センターの管理を行うことが不相当と認められたとき。

(議会の議決)

第10条 市長は、指定管理者の指定に係る議会の議決を経た後に、指定管理者を指定するものとする。

(指定管理者の指定の公告)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

(1) 前条の規定により指定管理者の指定を行ったとき。

(2) 指定管理者の指定を取り消し、又は管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

(協定の締結)

第12条 市長は、第10条の規定により指定した指定管理者とセンターの管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書に関する事項
 - (2) 管理経費に関する事項
 - (3) 指定管理者が収集し、保管し、又は利用する個人情報の保護に関する事項
 - (4) 事業報告書に関する事項
 - (5) 指定の取消し及び管理業務の停止命令に関する事項
 - (6) 施設等の管理上、市に生じた損害賠償に関する事項
 - (7) その他市長が必要と認める事項
- (事業報告書の作成及び提出)

第13条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次項に定める事項を記載した事業報告書を市長に提出しなければならない。ただし、年度途中において、第15条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消されたときは、当該指定管理者の指定を取り消された日から起算して30日以内に、当該年度における当該日までの事業報告書を提出しなければならない。

2 事業報告書は、次に掲げる事項を記載したものとする。

- (1) 当該年度の管理業務の実施状況及び利用状況
 - (2) 当該年度の利用料金の収入の実績
 - (3) 当該年度の管理経費の収支状況
 - (4) その他市長がセンターの管理の実態を把握するために必要なものとして別に定める事項
- (管理業務等の報告の聴取等)

第14条 市長は、センターの管理の適正を期するため、指定管理者に対し管理業務及びそれに係る経理の状況に関し、定期若しくは臨時に報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示を行うことができる。

(指定の取消し等)

第15条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないときその他指定管理者の責に帰すべき理由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めた

ときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 2 前項の規定による指定の取消し又は停止命令により指定管理者に損害が生じても、市はその賠償の責を負わない。

(開館時間等)

第16条 センターの開館時間は、午前8時30分から午後6時までとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て開館時間を一時的に変更することができる。

- 2 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、第3条各号に掲げる事業の実施時間について、前項に規定する開館時間内で別に定めることができる。
- 3 市長は、必要があると認めるときは、開館時間を一時的に変更することができる。

(休館日)

第17条 センターの休館日は、次のとおりとする。

(1) 海老名市の休日を定める条例(平成元年条例第14号)第1条第1項に規定する日

(2) その他市長が定める日

- 2 市長は、必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。
- 3 指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時で休館日を定めることができる。

(利用料金)

第18条 利用者は、指定管理者から第3条各号に掲げる事業におけるサービスの提供を受けたときは、当該指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

- 2 前項の利用料金の額は、実費相当額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。

(利用料金の収入)

第19条 前条に規定する利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

る。

(原状回復の義務)

第20条 指定管理者は、当該指定管理者に係る指定の期間が満了したとき、又は第15条第1項の規定により指定を取り消されたとき、若しくは管理業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、管理を行わなくなった施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償の義務)

第21条 指定管理者又は利用者が、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。

(秘密保持義務)

第22条 指定管理者及びセンターの管理業務に従事する者（以下「従事者」という。）は、個人情報を収集し、保管し、又は利用するに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の主旨を十分尊重し、個人情報の保護について必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者及び従事者は、センターの管理上知り得た秘密を他人に漏らし、又は自己の利益のために利用し、若しくは不当な目的に利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者がその職を退いた後においても同様とする。

(市長による運営管理)

第23条 第21条の規定は、市長がセンターの運営管理を行う場合について準用する。この場合において、「指定管理者又は利用者」とあるのは「利用者」と読み替えるものとする。

(委任)

第24条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和10年4月1日から施行する。

(海老名市立わかば会館等に関する条例の廃止)

2 海老名市立わかば会館等に関する条例（平成17年条例第22号）は、廃止する。



海老名市職員の定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年 3月26日

海老名市長

内 務



海老名市条例第11号

海老名市職員の定数条例の一部を改正する条例

海老名市職員の定数条例（昭和32年条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表中「669」を「674」に、「67」を「70」に、「962」を「970」に改める。

附 則

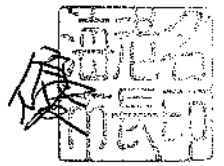
この条例は、令和8年4月1日から施行する。

海老名市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年 3 月 26日

海老名市長

内 野



海老名市条例第 12 号

海老名市市税条例の一部を改正する条例

海老名市市税条例（平成29年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第10条中「公示送達は、」の次に「公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることにより」に改める。

第14条中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第23条第1項中「及び第3号に掲げる寄附金（同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに」を「から第4号までに掲げる寄附金及び」に改める。

第28条第1項中「申請により」を削り、同条第2項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が同項第1号に該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第35条第1項中「申請により」を削り、同条第2項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項第1号又は第3号に該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第28条及び第35条の改正規定 令和8年4月1日
- (2) 第10条及び第14条の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日
- (3) 第23条の改正規定 令和9年1月1日

(経過措置)

第2条 改正後の第10条の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

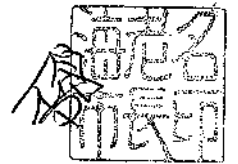


海老名市国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年 3月26日

海老名市長

内野



海老名市条例第13号

海老名市国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例

海老名市国民健康保険税賦課徴収条例（昭和31年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第1条中「並びに介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「「介護納付金」という。）」の次に「並びに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加える。

第3条第1項第1号中「及び介護納付金」を「、介護納付金及び子ども・子育て支援納付金」に改め、同項に次の1号を加える。

- (4) 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（神奈川県国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第3条第2項中「及び第4項」を「から第5項まで」に改め、同条に次の1項を加える。

- 5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日以後である被保険者（以下「18歳以上被保険者」という。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。

第17条から第21条までを削り、第16条を第21条とし、同条の前に次の1条を加える。

（普通徴収に係る保険税の前納に係る納期）

第20条 前条第1項の規定にかかわらず、法第318条の規定により個人の市町村民税の賦課期日とされている当該年度の初日の属する年の1月1日に日本国内に住所を有していなかった者が世帯主となっている世帯（以下「世帯主が1月1日に日

本国内に住所を有していなかった世帯」という。)においては、普通徴収に係る保険税の納期は、同項に掲げる第1期とする。ただし、市長は、当該世帯において、特別な事情があると認める場合においては、当該世帯における普通徴収に係る保険税の納期は、同項に掲げる納期とする。

2 前条第2項の規定にかかわらず、世帯主が1月1日に日本国内に住所を有していなかった世帯において、次条の規定により保険税額の算定を行ったときは、普通徴収に係る保険税の納期について、前条第1項に掲げる期間のうち、当該算定を行った日の翌日以降を始期とする期間で最も早く到来するもの又は当該期間よりも早い期間を納期と定め、これを通知しなければならない。ただし、市長において、当該世帯において特別の事情があると認める場合は、当該世帯に係る普通徴収に係る保険税の納期について、同条第2項の規定に基づきこれを定め、通知するものとする。

第15条第2項中「次条」を「第21条」に改め、同条を第19条とし、第14条を第18条とし、第13条を第17条とし、第12条の次に次の4条を加える。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)

第13条 第3条第5項の所得割額は、被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の0.31を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第14条 第3条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,170円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第15条 第3条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、被保険者1人について30円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額)

第16条 第3条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、

それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 900円

(2) 特定世帯 450円

(3) 特定継続世帯 675円

第23条第1項中「第15条第1項」を「第19条第1項」に改める。

第24条第1項中「次の各号のいずれかに」を「次に」に、「同条第3項本文」を「第3条第3項本文」に、「並びに同条第4項本文」を「第3条第4項本文」に改め、「第703条の4第27項に規定する額を超える場合においては、その額」の次に「並びに第3条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からそれぞれ当該各号のキ、ク及びケに掲げる額を減額して得た額」を加え、同項第1号ア中「一人」を「1人」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 819円

ク 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 21円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 630円

(イ) 特定世帯 315円

(ウ) 特定継続世帯 472円

第24条第1項第2号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 585円

ク 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以

上被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 15円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 450円

(イ) 特定世帯 225円

(ウ) 特定継続世帯 337円

第24条第1項第3号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 234円

ク 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 6円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 180円

(イ) 特定世帯 90円

(ウ) 特定継続世帯 135円

第24条に次の1項を加える。

4 国民健康保険税の納税義務者の世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）が属する場合には、当該納税義務者に対して課する第3条第5項の被保険者均等割額については、18歳未満被保険者に係る被保険者均等割額を減額して得た額とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の海老名市国民健康保険税賦課徴収条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。



海老名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年 3月26日

海老名市長

内務



海老名市条例第14号

海老名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

海老名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（令和6年条例第26号）の一部を次のように改正する。

題名中「特定地域型保育事業」の次に「並びに特定乳児等通園支援事業」を加える。

第1条中「第46条第2項」の次に「並びに第54条の3において準用する法第46条第2項」を加え、「第43条第2項」を「第43条第4項」に改め、「特定地域型保育事業」という。）の次に「並びに特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援（法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援をいう。）を行う事業をいう。以下同じ。）」を加える。

本則に次の1条を加える。

（特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準）

第3条 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準は、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号）に定める基準をもって、その基準とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

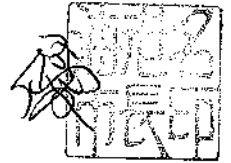


海老名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料を定める条例の一部
を改正する条例をここに公布する。

令和8年 3月26日

海老名市長

内 務



海老名市条例第15号

海老名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料を定める
条例の一部を改正する条例

海老名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料を定める条例（平成
27年条例第16号）の一部を次のように改正する。

題名中「保育料」の次に「並びに特定乳児等通園支援事業の利用料」を加える。

第2条第2項第2号中「4,900円」を「5,100円」に改める。

第4条中「、延長保育（」を「延長保育（」に改める。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（保育所における特定乳児等通園支援事業の利用料）

第6条 市長は、保育所において特定乳児等通園支援事業（法第30条の20第1項
に規定する特定乳児等通園支援を行う事業をいう。以下同じ。）を利用する者の保
護者等から、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額を、特定乳
児等通園支援事業の利用料として徴収する。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含
む。） 零
- (2) 市町村民税所得割合算額（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第
213号）第4条第2項第2号の市町村民税所得割合算額をいう。）が77,
101円未満の世帯 1時間当たり100円
- (3) 前2号以外の世帯 1時間当たり300円

附 則

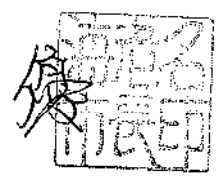
この条例は、令和8年4月1日から施行する。

海老名市立障がい者地域活動センター設置条例施行規則をここに公布する。

令和8年 3月26日

海老名市長

内 野



海老名市規則第16号

海老名市立障がい者地域活動センター設置条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、海老名市立障がい者地域活動センター設置条例（令和8年条例第 号。以下「条例」という。）第29条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(指定管理者の申請)

第3条 条例第6条第2項の申請書は、海老名市障がい者地域活動センター指定管理者指定申請書（別記様式。以下「申請書」という。）とする。

2 条例第6条第2項の事業計画書は、指定期間に属する各年度のセンターの管理業務に係る事業計画書及び収支予算書とする。

3 条例第6条第2項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 定款の写し、規約その他これらに類する書類
- (2) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書。法人格のない団体にあっては、役員名簿等その構成状況を示す書類
- (3) 申請書の提出日の属する事業年度の前年度の貸借対照表及び損益計算書又は事業実績報告書及び収支決算書。ただし、条例第6条第1項に規定する指定管理者の指定を受けようとする団体が申請書の提出日に属する事業年度に設立された場合を除く。
- (4) 申請書の提出日の属する事業年度の事業計画書、収支予算書又はこれに類するもの
- (5) その他市長が必要と認める書類

(事業報告書)

第4条 条例第13条第2項第4号の別に定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 当該年度の指定管理者及び従事者の出勤状況

(2) 管理業務の実施に関し改善すべき事項がある場合は、その内容

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要とする事項

(利用登録)

第5条 センターの多目的室（以下「多目的室」という。）を利用しようとする者は、条例第20条第1項の規定による申請（以下「利用申請」という。）前に、別に定める登録申請書により、指定管理者に利用の登録を申請しなければならない。ただし、指定管理者が認めたときは、当該登録の申請を要さない。

2 指定管理者は、前項の規定による申請があったときはその内容を審査し、適当と認めたときはその内容を登録し、当該利用の登録に係る申請をした者に別に定める登録書により通知する。

3 前項の規定により登録された者（第1項ただし書の規定により登録の申請を要しないとされた者を含む。以下「登録者」という。）は、登録された内容に変更が生じたときは、遅滞なくその旨を指定管理者に届け出なければならない。

(利用申請)

第6条 登録者は、利用申請をしようとするときは、利用しようとする日の2週間前までに、別に定める利用申請書を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、利用承認をしたときは、別に定める利用承認書を交付する。

(利用承認の順)

第7条 指定管理者は、複数の登録者から同一の利用日に係る利用申請書の提出があった場合は、当該利用申請書が提出された順により、利用承認をするものとする。

(変更申請)

第8条 条例第22条の規定による申請をしようとするときは、別に定める利用承認事項変更・中止申請書を指定管理者に提出しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(原状回復の点検)

第9条 利用承認を受けた登録者は、条例第25条第2項の規定により多目的室を原状に回復したときは、指定管理者の点検を受けなければならない。

(指定管理者の立入り)

第10条 指定管理者は、センターの管理上特に必要があると認めるときは、利用されている多目的室に立ち入ることができる。

(入館の拒否)

第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、入館を拒否することができる。

- (1) 他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者
- (2) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められる者
- (3) その他センターの管理上支障があると認められる者

(遵守事項)

第12条 入館者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 施設等を損傷し、又は滅失しないこと。
- (2) 他人に迷惑となるような行為をしないこと。
- (3) 許可なく器具その他附属設備をセンターの外へ持ち出さないこと。
- (4) 許可なく火気を使用し、又は危険若しくは不潔な物品を持ち込まないこと。
- (5) 許可なく物品の宣伝若しくは販売又は金品の寄附等を受ける行為をしないこと。
- (6) その他指定管理者の指示に反する行為をしないこと。

(市長による運営管理)

第13条 第5条から第11条まで及び前条第6号の規定は、市長がセンターの運営管理を行う場合について準用する。この場合において、これらの規定中「利用」とあるのは「使用」と、「利用申請」とあるのは「使用申請」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用申請書」とあるのは「使用申請書」と、「利用承認」とあるのは「使用許可」と、第5条第1項中「利用しよう」とあるのは「使用しよう」と、第6条第2項中「利用承認書」とあるのは「使用許可書」と、第8条中「利用承認事項変更・中止申請書」とあるのは「使用許可事項変更・中止申請書」と読み替えるものとする。

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和9年1月1日から施行する。

別記様式（第3条関係）

海老名市立障がい者地域活動センター指定管理者指定申請書

年 月 日

海老名市長 殿

（申請者）所在地

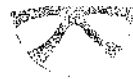
団体名

代表者名

海老名市立障がい者地域活動センターの指定管理者の指定を受けたいので、下記のとおり書類を添えて申請します。

記

- 1 事業計画書及び収支予算書（指定期間に属する各年度のもの）
- 2 定款の写し、規約その他これらに類する書類
- 3 登記事項証明書又は役員名簿等その構成状況を示す書類
- 4 前事業年度の貸借対照表及び損益計算書又は事業実績報告書及び収支計算書
- 5 現事業年度の事業計画書、収支予算書又はこれに類するもの
- 6 その他（ ）

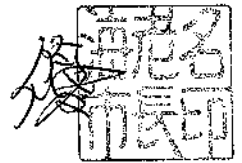


海老名市立児童発達支援センター設置条例施行規則をここに公布する。

令和8年 3 月 26日

海老名市長

内 野



海老名市規則第17号

海老名市立児童発達支援センター設置条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、海老名市立児童発達支援センター設置条例（令和8年条例第号。以下「条例」という。）第24条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(指定管理者の申請)

第3条 条例第6条第2項の申請書は、海老名市立児童発達支援センター指定管理者指定申請書（別記様式。以下「申請書」という。）とする。

2 条例第6条第2項の事業計画書は、指定期間に属する各年度のセンターの管理業務に係る事業計画書及び収支予算書とする。

3 条例第6条第2項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 定款の写し、規約その他これらに類する書類
- (2) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書。法人格のない団体にあっては、役員名簿等その構成状況を示す書類
- (3) 申請書の提出日の属する事業年度の前年度の貸借対照表及び損益計算書又は事業実績報告書及び収支決算書。ただし、条例第6条第1項に規定する指定管理者の指定を受けようとする団体が申請書の提出日に属する事業年度に設立された場合を除く。
- (4) 申請書の提出日の属する事業年度の事業計画書、収支予算書又はこれに類するもの
- (5) その他市長が必要と認める書類

(事業報告書)

第4条 条例第13条第2項第4号の別に定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 当該年度の指定管理者及び従事者の出勤状況

(2) 管理業務の実施に関し改善すべき事項がある場合は、その内容

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要とする事項

(入館の拒否)

第5条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、入館を拒否することができる。

(1) 他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(2) 施設を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められる者

(3) その他センターの管理上支障があると認められる者

(遵守事項)

第6条 入館者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 施設等を損傷し、又は滅失しないこと。

(2) 他人に迷惑となるような行為をしないこと。

(3) 許可なく器具その他附属設備をセンターの外へ持ち出さないこと。

(4) 許可なく火気を使用し、又は危険若しくは不潔な物品を持ち込まないこと。

(5) 許可なく物品の宣伝若しくは販売又は金品の寄附等を受ける行為をしないこと。

(6) その他指定管理者の指示に反する行為をしないこと。

(市長による運営管理)

第7条 第5条及び前条第6号の規定は、市長がセンターの運営管理を行う場合について準用する。この場合において、これらの規定中「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和10年4月1日から施行する。

(海老名市立わかば会館等に関する条例施行規則の廃止)

- 2 海老名市立わかば会館等に関する条例施行規則（平成17年規則第11号）は、
廃止する。

別記様式（第3条関係）

海老名市立児童発達支援センター指定管理者指定申請書

年 月 日

海老名市長 殿

（申請者）所在地

団体名

代表者名

海老名市立児童発達支援センターの指定管理者の指定を受けたいので、下記のとおり書類を添えて申請します。

記

- 1 事業計画書及び収支予算書（指定期間に属する各年度のもの）
- 2 定款の写し、規約その他これらに類する書類
- 3 登記事項証明書又は役員名簿等その構成状況を示す書類
- 4 前事業年度の貸借対照表及び損益計算書又は事業実績報告書及び収支計算書
- 5 現事業年度の事業計画書、収支予算書又はこれに類するもの
- 6 その他（ ）

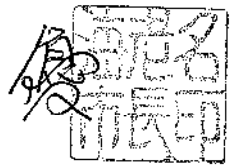


海老名市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年 3 月26日

海老名市長

内野



海老名市市税条例施行規則の一部を改正する規則

海老名市市税条例施行規則（平成30年規則第23号）の一部を次のように改正する。

第12条に次の1項を加える。

- 2 条例第28条第2項ただし書の同条第1項第1号に該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の3第1項に規定する特定災害、同法第24条第1項に規定する非常災害又は同法第28条の2第1項に規定する著しく異常かつ激甚な非常災害により納税者の住家又は家財が滅失し、又は著しく毀損した場合とする。

第13条に次の1項を加える。

- 2 条例第35条第2項ただし書の所有する固定資産が同条第1項第1号又は第3号に該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
 - (1) 前項第1号に規定する場合であって、市長において生活保護法による扶助その他の生活のための公の扶助を引き続き受けていることが確認できたとき。
 - (2) 前項第2号に規定する場合であって、罹災証明書（災害対策基本法第90条の2第1項の罹災証明書をいう。）の交付その他の市長において災害による損害の程度を把握できるとき。

本則に次の1条を加える。

（補則）

第17条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。



海老名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年 3月26日

海老名市長

内野



海老名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料を定める
条例施行規則の一部を改正する規則

海老名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料を定める条例施行規則（平成27年規則第10号）の一部を次のように改正する。

題名中「保育料」の次に「並びに特定乳児等通園支援事業の利用料」を加える。

第1条中「海老名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料を定める条例」を「海老名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料並びに特定乳児等通園支援事業の利用料を定める条例」に、「第6条」を「第7条」に改める。

第4条中「4,900円」を「5,100円」に改める。

第7条中「第5条」を「第6条」に改める。

附則第1項中「子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）」を「法」に改め、附則に次の1項を加える。

（物価高騰に係る令和8年4月分から同年9月分までにおける副食費の特例）

3 令和8年4月分から同年9月分までにおける第4条第1項第2号の規定の適用については、同号中「5,100円」とあるのは、「4,500円」とする。

別表第1Aの項中「生活保護法」の次に「（昭和25年法律第144号）」を加え、同表備考第1号中「地方税法」の次に「（昭和25年法律第226号）」を、同表備考第2号中「地方自治法」の次に「（昭和22年法律第67号）」を加える。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。



海老名市保育所設置条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年 3月26日

海老名市長

内 野



海老名市規則第20号

海老名市保育所設置条例施行規則の一部を改正する規則

海老名市保育所設置条例施行規則（昭和45年規則第7号）の一部を次のように改正する。

第3条中「保護者（」の次に「第6条を除き、」を加える。

第10条を第11条とする。

第9条中「第6条」を「第7条」に、「第8条」を「前条」に改め、同条を第10条とし、第6条から第8条までを1条ずつ繰り下げ、第5条の次に次の1条を加える。

（特定乳児等通園支援事業）

第6条 市長は、保育所において、特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援をいう。）を行う事業をいう。以下同じ。）を実施することができる。

2 前項の規定により実施する特定乳児等通園支援事業を利用しようとする支給対象小学校就学前子どもの保護者（法第30条の15第1項の支給対象小学校就学前子どもの保護者をいう。）は、法第30条の15第1項に規定するところにより、市長に認定の申請をし、その認定を受けなければならない。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。



海老名市告示第 59 号

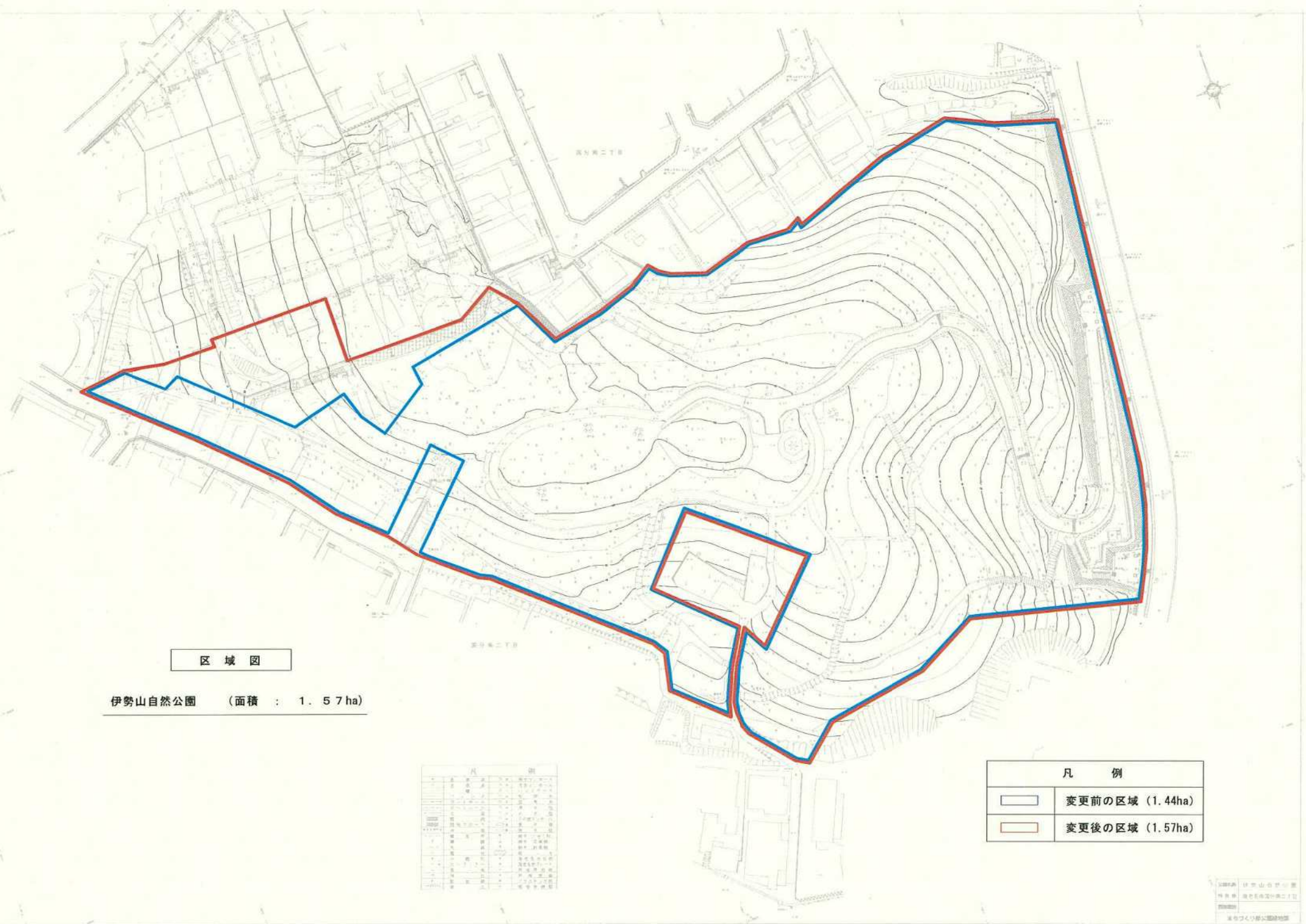
次のとおり都市公園の区域を変更するので、都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条の 2 の規定に基づき公告する。

令和 8 年 3 月 26 日

海老名市長 内 野



公園名	位 置	変更に係る区域	変更する日
伊勢山自然公園	海老名市国分南二丁目 1718番地の4	別途図面のとおり	令和8年4月1日



区域図

伊勢山自然公園 (面積 : 1.57ha)

凡 例	
■	変更前の区域 (1.44ha)
■	変更後の区域 (1.57ha)

凡 例	
□	変更前の区域 (1.44ha)
□	変更後の区域 (1.57ha)